

## 社会福祉法人国立保育会 職員派遣実施要項

### (目的)

第1条 本要項は、法人内で職員を派遣する際に必要な事項について定めるものである。

### (定義)

第2条 派遣業務とは以下の業務を言う。

1 日(派遣元施設からの移動時間含め 4 時間以上)および半日(派遣元施設からの移動時間含め 4 時間未満)単位で業務開始時刻から業務に携わった職員を派遣された施設が指定する業務

### (派遣業務中の職員の身分)

第3条 派遣業務に携わる職員は、1 日(派遣元施設からの移動時間含め 4 時間以上)および半日(派遣元施設からの移動時間含め 4 時間未満)単位で業務開始時刻から業務に携わった職員を派遣した施設(以下「職員派遣元施設」とする)の長の管理から解かれ、1 日(派遣元施設からの移動時間含め 4 時間以上)および半日(派遣元施設からの移動時間含め 4 時間未満)単位で業務開始時刻から業務に携わった職員を派遣された施設(以下「職員派遣先施設」とする)の管理となり、派遣業務終了時刻を以って職員派遣元施設の長の管理に戻ることにする。

2 ただし、職員派遣先施設の長が派遣業務中の職員に時間外勤務を命ずる場合は、職員派遣元施設の長の承諾を得ることとする。

### (派遣実績の算定)

第4条 派遣実績の算定については、各施設の職員が前条の業務に携わった実績に応じ、1 か月分を職員派遣費用精算書(別紙1)に記載し、翌月 10 日までに職員派遣先施設の長に送付し、職員派遣先施設の拠点区分会計責任者(以下「会計責任者」とする)の決裁を経て翌月 25 日までに精算することとする。

2 業務に携わった実績の算定は 1 日(派遣元施設からの移動時間含め 4 時間以上)および半日(派遣元施設からの移動時間含め 4 時間以内)単位とする。

### (派遣費用と精算方法)

第5条 職員派遣元施設は、派遣実績に応じて職員派遣費用単価表(別紙2)に記載の金額を職員派遣先施設の拠点区分から拠点区分間収入することとする。

2 前項により派遣元施設が受領した収入金額については以下のとおり取り扱うこととする。

① 職員派遣給料は科目コード 5712 職員給料 補助科目 1 派遣職員費にマイナス値として計上すること

② 職員派遣交通費は科目コード 6213 旅費交通費(事務)にマイナス値として計上すること

3 前々項により派遣先施設から支出する金額については以下のとおり取り扱うこととする。

① 職員派遣給料は科目コード 5712 職員給料 補助科目 1 派遣職員費にプラス値として計上すること

② 職員派遣交通費は科目コード 6213 旅費交通費（事務）にプラス値として計上すること

（その他）

第6条 本要項に定めのないことについては、施設長会議並びに理事会で協議し、決定することとする。

付則 本要項は令和元年7月1日制定施行する。

## 職員派遣費用精算書

当施設から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月に \_\_\_\_\_ 保育園の運営業務に携わった職員の実績は以下の通りですので費用の精算を依頼します

職員名	派遣単価	業務に携わった日数	月額金額	会計責任者 確認印

※1 枚で記入しきれない場合は別の用紙に記入してください。

\_\_\_\_\_ 保育園園長殿

年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

施設長名 \_\_\_\_\_ (印)

## 職員派遣費用単価表

職種	1日単価 (4H 以上)	半日単価 (4H 以内)	日額交通費
園長・保育士	19,539 円	9,769 円	1,000 円
看護師	21,510 円	10,755 円	1,000 円
調理員・事務員	16,347 円	8,173 円	1,000 円